

2 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人神戸環境教育研究所

(2) 代表者の氏名

藤 田 宗 英

(3) 主たる事務所の所在地

神戸市西区宮下 2 丁目13番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年をはじめとする広く地域住民に対して、青少年の健全育成、環境体験事業、ならびに地域温暖化防止、地域・自然環境保全整備に関する事業、明るい街づくり支援事業及び子育て支援事業について関係諸団体等と連携して行い、次代を担う人づくりと地域環境改善に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成18年 2月10日から 2月間

(2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸生活創造センター

阪神南県民局

阪神北県民局

東播磨県民局

北播磨県民局

中播磨県民局

西播磨県民局

但馬県民局

淡路県民局

丹波の森公苑

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人姫路市介護サービス第三者評価機構から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 申請のあった年月日

平成18年 1月30日

## 2 特定非営利活動法人の名称等

## (1) 名称

特定非営利活動法人姫路市介護サービス第三者評価機構

## (2) 代表者の氏名

田 中 洋 三

## (3) 主たる事務所の所在地

姫路市安田三丁目 1 番地 姫路市自治福祉会館内

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護サービス利用者及びその家族等に対して、介護保険法（平成9年法律第123号。）第7条第5項に規定する居宅サービス、同条第18項に規定する居宅介護支援及び同条第20項に規定する施設サービス（以下「介護サービス」と総称する。）を提供する事業所及び介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）に関する情報を提供し、もって、介護サービスの質の改善と向上を図ることを目的とする。

## 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

## (1) 縦覧期間

平成18年 1 月30日から 2 月間

## (2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸生活創造センター

阪神南県民局

阪神北県民局

東播磨県民局

北播磨県民局

中播磨県民局

西播磨県民局

但馬県民局

淡路県民局

丹波の森公苑

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人アイ・サポートセンターから定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 2 月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請のあった年月日

平成18年 1 月30日

2 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人アイ・サポートセンター

(2) 代表者の氏名

西 村 徹 也

(3) 主たる事務所の所在地

加古川市尾上町長田420番地の10

(4) 定款に記載された目的

この法人は、視覚障害者に対して、日常生活の自立と積極的な社会参加を行うことができるよう、移動介護等に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成18年 1 月30日から 2 月間

(2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸生活創造センター

阪神南県民局

阪神北県民局

東播磨県民局

北播磨県民局

中播磨県民局

西播磨県民局

但馬県民局

淡路県民局

丹波の森公苑
~~~~~

## 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人あゆみから定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月24日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 申請のあった年月日

平成18年1月31日

## 2 特定非営利活動法人の名称等

## (1) 名称

特定非営利活動法人あゆみ

## (2) 代表者の氏名

斧田 貞

## (3) 主たる事務所の所在地

神戸市垂水区星陵台七丁目12番19号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、様々な事情から社会生活を放棄せざるを得なくなった人々に対して改めて人間としての尊厳をとりもどし、豊かで大らかな人生を歩いて貰うための、支援に関する事業を行うとともに、これらの人々の現状の理解を広く求めるための啓発に関する事業を行うことにより、社会福祉の増進と人権の擁護を図ることを目的とする。

## 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

## (1) 縦覧期間

平成18年1月31日から2月間

## (2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸生活創造センター

阪神南県民局

阪神北県民局

東播磨県民局

北播磨県民局

中播磨県民局

西播磨県民局

但馬県民局

淡路県民局

丹波の森公苑

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成18年2月24日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町塩市字明田157番3、158番7、168番5、170番、171番、266番44の一部

## (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市百合丘30番地の2

三幸殖産有限会社 代表取締役 福島 順史

## (3) 許可年月日及び許可番号

平成17年9月1日

兵庫県指令東播（建）第1-11号（17高砂）